

(案)

死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱

1. 目 的

死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）第十四条において、検案の実施体制の充実が求められていることから、死因究明の正確性の向上に資することを目的として、検案業務に従事する一般臨床医（以下、「検案医」という。）が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に相談出来る体制を構築する。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施団体公募要領」により採択された団体とする。

3. 事業内容

- （1）検案医が死因究明等について悩んだ際に法医学を専門とする医師に相談できる専用窓口を設置する。
- （2）相談窓口の連絡先を死体検案業務関係者に周知する。

4. 留意事項

3に掲げる事業の実施にあたっては、死体検案に知見のある学会や職能団体その他関係団体と調整・協議し、必要に応じて協力を求めるなど、十分に連携した上で実施すること。

また、事業終了後に事業報告書を作成し、厚生労働省に提出するものとする。